

第5回徳山ダムモニタリング部会

配付資料一覧

資料1 第5回徳山ダムモニタリング部会 議事次第

資料2 徳山ダムモニタリング部会 委員名簿

資料3 第5回徳山ダムモニタリング部会 出席者名簿

資料4 第4回徳山ダムモニタリング部会審議メモ

参考資料1 中部地方ダム等管理フォローアップ委員会規約

参考資料2 徳山ダムモニタリング部会規約

第5回徳山ダムモニタリング部会

議事次第

- 1．開会
- 2．主催者挨拶
- 3．審議内容等
 - (1) 前回(第4回)部会の審議内容等について
 - (2) 徳山ダムの管理について
 - (3) モニタリング調査状況について
 - ・ ワシタカPT
 - ・ 植物PT
 - ・ 生育・生息環境PT
 - ・ 河川環境PT
 - ・ 水質
 - ・ 今後の予定
 - (4) その他
- 4．閉会挨拶

徳山ダムモニタリング部会 委員名簿

氏名	専門	所属
あべ 阿部 <small>まなぶ</small> 學	鳥類 (猛禽類)	特定非営利活動法人 日本猛禽類研究機構 (Raptor Japan) 理事長
こまだ 駒田 <small>のりとも</small> 格知	魚類	名古屋女子大学家政学部 教授
さいじょう 西條 <small>よしみち</small> 好迪	植物	岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授
なかむら 中村 <small>ひろし</small> 浩志	鳥類	信州大学教育学部 教授
のひら 野平 <small>てるお</small> 照雄	昆虫類	自然学総合研究所 研究員
ふじた 藤田 <small>ゆういちろう</small> 裕一郎	河川工学	岐阜大学流域圏科学研究センター 教授
まえだ 前田 <small>きしお</small> 喜四雄	哺乳類	奈良教育大学自然環境教育センター 教授
まつい 松井 <small>まさふみ</small> 正文	両生類・は虫類	京都大学大学院 教授
まつお 松尾 <small>なおき</small> 直規	水質	中部大学工学部 教授

(五十音順)

平成21年11月30日
名古屋通信会館 菊の間
14:30 ~ 16:30

第5回徳山ダムモニタリング部会出席者名簿

【委員】

阿部 學	日本猛禽類研究機構理事長	(欠席)
駒田 格知	名古屋女子大学教授	
西條 好迪	岐阜大学准教授	
中村 浩志	信州大学教授	
野平 照雄	自然学総合研究所研究員	
藤田 裕一郎	岐阜大学教授	
前田 喜四雄	奈良教育大学教授	
松井 正文	京都大学大学院教授	
松尾 直規	中部大学教授	

(五十音順)

【国土交通省】

(中部地方整備局)

井口 泰行 河川管理課長

【独立行政法人水資源機構】

(中部支社)

小森 清和 管理部長

野村 孝芳 施設課長

(徳山ダム管理所)

日野 浩二 所長

青井 保男 副所長

「第4回徳山ダムモニタリング部会」審議内容メモ

日 時：平成20年11月27日（木） 14:00～16:00

場 所：名古屋逓信会館 菊の間

出席者：（委員）駒田部会長、阿部委員、西條委員、中村委員、野平委員、藤田委員、
前田委員、松尾委員（五十音順） 8名
（事務局）19名 （一般傍聴）6名 （報道機関）2社

【審議内容等】

1. 前回（第3回）部会の審議内容等の確認

・第3回モニタリング部会（平成19年11月5日）の審議内容を確認した。

2. 徳山ダムの管理状況について

・徳山ダムの管理状況（試験湛水並びに管理移行後の洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用途）について報告がなされた。

3. モニタリング調査について

・モニタリング調査の概要について説明がなされ、審議し、以下のとおり指摘した。

- 1) 徳山ダム・横山ダムの個別の洪水調節効果について説明があったが、徳山ダム供用前後での相違がより明確になるような資料を作成すること。
- 2) 水質について、試験湛水中の流入・放流水及び貯水池内の調査結果と試験放流中のダム下流河川の調査結果の報告がなされた。貯水池では、植物プランクトンの増加や底層での貧酸素化等もみられていること、一般にダム湖の水質は少なくとも湛水後3年くらいは安定しないものであること等から、今後も注意深く観測を継続すること。なお、植物プランクトンの種類・細胞数等と水質との関係について検討すること。
- 3) ワシタカ類について、基本的に3年間の調査結果を基に湛水後の評価を行うが、A3つがいについては、必要に応じて調査を継続すること。また、新しい知見（GPS）に基づく人工衛星追跡調査の手法についての提言がなされた。
- 4) コア山での植生回復について、ススキの播種による植生回復は所期の目的を達したと考えられるので、今後、繁茂しすぎないように動向に留意すること。また、表層土壌の変遷にも着目すること。なお、ダムサイト法面への導入種のなかで在来種として採用したクサヨシの動向を整理し、湖岸水位変動域の植生回復に用いることを検討すること。
- 5) 移植したエゾエノキについて、定着率は3割程度であり、順調に定着しているとの調査結果を了解した。オオムラサキは、成虫での確認が難しいことから、晩秋に幼虫で確認することを検討すること。
- 6) 魚類・底生動物について、貯水池内、ダム下流河川及び環境保全河川における現在までの調査結果を了解した。今後、環境保全河川については過去5年程度のデータで動向を整理すること。

4. 審議内容の確認

・本日（平成20年11月27日）の審議結果を本メモに基づいて確認した。

以 上

参考資料 1

中部地方ダム等管理フォローアップ委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長(以下「中部地方整備局長等」という。)が設置する。

(目的)

第3条 委員会は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について(平成14年7月24日国河環第32号)」(国土交通省河川局長達)に基づき、フォローアップ調査の実施、結果の分析及び評価について中部地方整備局長等に対して意見を述べ、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上に資することを目的とする。

(対象ダム等)

第4条 委員会の対象ダム等は、別表のとおりとする。

(委員会)

第5条 委員会の委員は、学識経験を有するもののうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

2 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第6条 委員会は、ダム等に関するモニタリング調査もしくは定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について検討を行うため必要がある場合には、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該ダム等に関し学識経験を有する者のうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

(モニタリング部会)

第7条 中部地方整備局長等は、特定のダム等についてモニタリング調査が実施される期間、委員会にモニタリング調査計画の作成又は変更及びその調査結果の分析・評価について意見を聞くため当該ダム等毎にモニタリング部会(以下「部会」という。)を設置することとする。

- 2 委員会は、部会の意見をもって、当該ダム等に係るフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができることとする。
- 3 部会の名称は ダム（又は 堰）モニタリング部会（以下「部会」という。）とする。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。
- 5 部会長
 - （1）部会には部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
 - （2）部会長は部会の事務を掌理する。
 - （3）部会長に事故がある時は、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議 事）

- 第8条 委員会、部会（以下「委員会等」という。）の会議は、それぞれの会長が召集し、議長をつとめる。
- 2 会議は委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
 - 3 議事運営については、委員及び議事に関係のある特別委員の意見を聞いて定めることとする。
 - 4 会議の終了の都度、その議事内容の概要を公表することとする。

（委員会又は部会の意見）

- 第9条 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、委員及び特別委員の意見をとりまとめ、委員会の意見として述べることとする。
- 2 部会は、モニタリング計画の策定及び調査計画の内容及びモニタリング調査結果の分析・評価について、部会に属する委員及び特別委員の意見をとりまとめ、部会の意見として述べることとする。

（資料の提示）

- 第10条 中部地方整備局長等は、委員会等の審議に際し、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、委員会等からの求めに応じ必要な資料を提供する。
- 2 中部地方整備局長等は、特定のダム等に関するモニタリング調査検討結果について、委員会の求めに応じて説明を行い必要な資料を提供する。

（事務局）

- 第11条 委員会の事務局は、中部地方整備局河川部及び独立行政法人水資源機構中部支社管理部に置く。

（雑 則）

- 第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 8 年 7 月 1 1 日から施行する。

(一部改正)

平成 1 2 年 1 1 月 2 7 日

平成 1 3 年 3 月 8 日

平成 1 4 年 3 月 1 1 日

平成 1 5 年 2 月 1 9 日

平成 1 7 年 1 月 2 4 日

平成 1 8 年 1 月 1 6 日

平成 1 8 年 1 2 月 1 3 日

平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日

別表

対象ダム等

美 和 ダ ム	中部地方整備局所管
小 渋 ダ ム	中部地方整備局所管
新 豊 根 ダ ム	中部地方整備局所管
矢 作 ダ ム	中部地方整備局所管
丸 山 ダ ム	中部地方整備局所管
横 山 ダ ム	中部地方整備局所管
蓮 ダ ム	中部地方整備局所管
長 島 ダ ム	中部地方整備局所管
小 里 川 ダ ム	中部地方整備局所管
寒 狭 川 堰	中部地方整備局所管
岩 屋 ダ ム	水資源機構中部支社所管
阿 木 川 ダ ム	水資源機構中部支社所管
長 良 川 河 口 堰	水資源機構中部支社所管
味 噌 川 ダ ム	水資源機構中部支社所管
徳 山 ダ ム	水資源機構中部支社所管

モニタリング部会対象ダム等

中部地方ダム等管理フォローアップ委員会名簿

	氏 名	所 属
委員長	藤田 裕一郎	岐阜大学教授
委 員	石田 典子	名古屋女子大学教授
"	沖野 外輝夫	信州大学名誉教授
"	奥野 信宏	中京大学教授
"	駒田 格知	名古屋女子大学教授
"	桜井 善雄	信州大学名誉教授
"	杉戸 大作	(財)廃棄物研究財団理事長
"	辻本 哲郎	名古屋大学大学院教授
"	中村 浩志	信州大学教授
"	長谷川 明子	ビオトープを考える会会長
"	松尾 直規	中部大学教授

徳山ダムモニタリング部会委員名簿

	氏名	所属
委員長	駒田 格知	名古屋女子大学教授
委員	阿部 學	特定非営利活動法人 猛禽類研究機構理事長
〃	西條 好迪	岐阜大学助教授
〃	中村 浩志	信州大学教授
〃	野平 照雄	自然学総合研究所研究員
〃	藤田 裕一郎	岐阜大学教授
〃	前田 喜四雄	奈良教育大学教授
〃	松井 正文	京都大学教授
〃	松尾 直規	中部大学教授

徳山ダムモニタリング部会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、「徳山ダムモニタリング部会」(以下「部会」という。)と称する。

(設置者)

第 2 条 部会は、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長が設置する。

(目 的)

第 3 条 部会は、中部地方ダム等フォローアップ委員会規約(以下「委員会規約」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づくモニタリング部会であり、モニタリング調査計画及び調査結果の分析の内容を審議し、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長に対して意見を述べることによって、徳山ダムの適切な管理に資することを目的とする。

(部 会)

第 4 条 部会の委員は、学識経験を有する者で構成し、別表 - 1 のとおりとする。
2 部会には委員会規約第 8 条第 5 項(1)の規定に基づき部会長を置く。
3 部会は、プロジェクトチームを設置することができる。
4 部会長は会務を総理する。
5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(プロジェクトチーム)

第 5 条 プロジェクトチームは、部会で審議された方針に基づき組織し活動する。
2 プロジェクトチームのリーダーは、部会委員がつとめるものとし、複数の委員が参加する場合は、各委員の互選により選出する。
3 プロジェクトチームでの審議内容は、部会に報告する。
4 リーダーが必要と認めた場合は、部会委員以外の専門家を参加させることができる。

(公 開)

第 6 条 部会は、原則として公開とする。
2 ただし、部会長が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

(議 事)

第 7 条 部会は部会長が招集し、部会長が議長を務める。
2 部会の会議は、部会に属する委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。

- 3 部会の議事運営については、部会に属する委員の意見を聴いて定める。
- 4 部会は、その議事内容の概要を公表する。

(部会の意見)

第8条 部会は、モニタリング調査計画の内容及びその調査結果の分析について、委員の意見をとりまとめ、部会の意見として述べる。

(資料の掲示)

第9条 徳山ダム管理所長は、部会の審議に際し、モニタリング調査計画の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、部会からの求めに応じ、必要な資料を提供する。

(事務局)

第10条 部会の事務局は、徳山ダム管理所に置く。

(雑則)

第11条 部会の委員に変更が生じる場合には、その都度部会に諮り、了承を得るものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成17年11月21日から施行する。

(一部改正)

平成18年7月25日

(一部改正)

平成20年4月1日(組織名称を変更)

徳山ダムモニタリング部会

委員名簿

氏名	専門	役職
阿部 學	鳥類 (猛禽類)	特定非営利活動法人 日本猛禽類研究機構 (Raptor Japan) 理事長
駒田 格知	魚類	名古屋女子大学家政学部 教授
西條 好迪	植物	岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授
中村 浩志	鳥類	信州大学教育学部 教授
野平 照雄	昆虫類	自然学総合研究所 研究員
藤田 裕一郎	河川工学	岐阜大学流域圏科学研究センター 教授
前田 喜四雄	哺乳類	奈良教育大学自然環境教育センター 教授
松井 正文	両生類	京都大学大学院 教授
松尾 直規	水質	中部大学工学部 教授

(五十音順)